議案第51号

令和6年12月4日　総務・文教委員会付託

訴えの変更について

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和6年12月13日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

記

1　経　過　　12月11日委員会を招集して審査した。

2　結　果　　原案可決

議案第52号

令和6年12月4日　総務・文教委員会付託

調停の成立について

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和6年12月13日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

記

1　経　　過　　12月11日委員会を招集して審査した。

2　結　　果　　原案可決

議 案 第 53 号

令和6年12月4日　総務・文教委員会付託

定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例制定の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令 和 6 年 12 月 13 日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

記

1　経　過　　12 月 11 日 委員会を招集して審査した。

2　結　果　　原案可決

議案第54号

令和6年12月4日　総務・文教委員会付託

美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和6年12月13日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

記

1　経　過　　12月11日委員会を招集して審査した。

2　結　果　　原案可決

議 案 第 55 号

令和6年12月4日　産業・厚生委員会付託

美唄市手数料徴収条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令 和 6 年 12 月 13 日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

記

1　経　過　　12 月 11 日 委員会を招集して審査した。

2　結　果　　原案可決

議 案 第 56 号

令和6年12月4日　産業・厚生委員会付託

美唄市建築確認申請等手数料徴収条例の廃止の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令 和 6 年 12 月 13 日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

記

1　経　過　　12 月 11 日 委員会を招集して審査した。

2　結　果　　原案可決

議案第57号

令和6年12月4日　産業・厚生委員会付託

指定管理者の指定の件（美唄国設スキー場）

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和6年12月13日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

記

1　経　過　　12月11日委員会を招集して審査した。

2　結　果　　原案可決

議案第 58 号

令和6年12月4日　予算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市一般会計補正予算(第8号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 6 年 12 月 13 日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

記

1　経　過　　12 月 12 日 委員会を招集して審査した。

2　結　果　　原案可決

議案第 59 号

令和6年12月4日　予算審査特別委員会付託

令和6年度美唄市下水道事業会計補正予算(第1号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和 6 年 12 月 13 日

美唄市議会議長　谷　村　知　重

記

1　経　過　　12 月 12 日 委員会を招集して審査した。

2　結　果　　原案可決

議案第60号

美唄市監査委員選任の件

美唄市監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月13日提出

美唄市長　桜井　恒

選任する監査委員の住所及び氏名

美唄市東6条南2丁目7番8号

福　地　英　敏

昭和35年4月18日生

議案第60号参考資料

福地英敏（ふくち ひでとし）

生年月日　昭和35年4月18日生（64才）
現 住 所　美唄市東6条南2丁目7番8号
職　　業　無職

（略　　歴）

学　　歴

昭和54年3月　　北海道美唄東高等学校　　卒業

職　　歴

昭和54年4月　　美唄市役所奉職
平成10年4月　　建設部管理用地課用地係長
平成13年4月　　水道部業務課管理係長
平成16年4月　　保健福祉部恵風園管理課生活指導係長
　　保健福祉部恵祥園管理課生活指導係長兼務
平成20年4月　　都市整備部建築住宅課主査（住宅担当）
平成22年4月　　総務部地域経営室主幹
平成24年4月　　総務部企画課長
平成28年4月　　総務部総合戦略室長
平成31年4月　　総務部長
令和2年4月　　保健福祉部恵風園理事
　　保健福祉部恵祥園理事兼務
令和3年3月　　美唄市役所退職

議案第61号

美唄市教育委員会委員任命の件

美唄市教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月13日提出

美唄市長　桜井　恒

任命する教育委員会委員の住所及び氏名

美唄市開発町南

要　覚　　忍

昭和34年2月16日生

議案第62号

美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

美唄市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月13日提出

美唄市長　桜井　恒

選任する固定資産評価審査委員会委員の住所及び氏名

美唄市西5条南3丁目1番10号

林　　政　幸

昭和40年3月29日生

議案第63号

美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

美唄市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月13日提出

美唄市長　桜井　恒

選任する固定資産評価審査委員会委員の住所及び氏名

美唄市西3条北3丁目3番35号

古　本　　仁

昭和34年11月19日生

諮問第1号

人権擁護委員候補者推薦の件

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年12月13日提出

美唄市長　桜井　恒

推薦する人権擁護委員候補者の住所及び氏名

美唄市光珠内町北

吉　村　俊　子

昭和32年4月23日生

諮問第2号

人権擁護委員候補者推薦の件

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年12月13日提出

美唄市長　桜井　恒

推薦する人権擁護委員候補者の住所及び氏名

美唄市東3条南6丁目3番60号

平　野　由紀子

昭和30年4月21日生

美唄市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員4名及び補充員4名の選挙を行った結果、同法第118条第2項規定の指名推選により、次の者が当選した。

○　選挙管理委員

	なかた　れいじ	
	中　田　礼　治	美唄市大通西1条南6丁目1番18号
	やまかど　かずあき	
	山　角　和　明	美唄市開発町桜井
	のむら　としゆき	
	野　村　敏　行	美唄市西1条南2丁目2番15-1号
	さとう　ひろみ	
	佐　藤　博　美	美唄市西3条南2丁目2番21号

○　補充員

	あらい　いちろう	
補充員順序1	新　居　一　郎	美唄市進徳町東
	いのまた　やすし	
補充員順序2	猪　俣　康　資	美唄市上美唄町沼の端
	かとう　としゆき	
補充員順序3	加　藤　敏　幸	美唄市西2条南5丁目5番11号
	いしかわ　ひろき	
補充員順序4	石　川　弘　樹	美唄市光珠内町2区

○　当選年月日　　令和6年12月13日

令和6年12月13日

美唄市議会議長　　谷　村　知　重

意見書案第 14 号

「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令 和 6 年 12 月 13 日

提出者

美唄市議会議員　古　賀　崇　之

賛成者

美唄市議会議員　山　上　他 美 夫

同　川　上　美　樹

同　松　山　教　宗

「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書

2024 年 10 月、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。ノルウェー・ノーベル委員会は、被爆者の草の根の運動に対して、「核兵器のない世界の実現に尽力し、核兵器が二度と使われてはならないことを証言を通じて示してきた」と評価しました。

2021 年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じました。2022 年に開かれた第 1 回締約国会議、2023 年の第 2 回締約国会議は核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、核兵器の使用を許さないという強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼びかけています。核兵器禁止条約は国際法としての実効性・規範力を高めています。

第 2 回締約国会議には、北大西洋条約機構の加盟国であるドイツやベルギーなども含め 35 カ国がオブザーバー参加をしました。一方で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、被爆者団体からもオブザーバー参加を求められたにも関らず、2 回連続で参加を見送りました。

第 2 回締約国会議では被害者支援、環境修復、国際協力と援助に関する第 6 条と第 7 条に関して、次回会議に向けて計画をつくり、実行すること、そのための国際協力を進めることが確認されました。また、次回に向けて「核抑止」の危険を明らかにする報告書を議論・作成することになったことも重要です。

第 3 回締約国会議は、広島・長崎に原爆が投下されてから 80 年となる 2025 年 3 月に予定されています。唯一の戦争被爆国である日本の政府として、「核兵器禁止条約締約国会議」にオブザーバーで参加し、核兵器廃絶に向けた役割と責任を発揮することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 12 月 13 日

北海道美唄市議会

提出先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣